

11月25日～12月1日は **犯罪被害者週間** です

精神的なショックや身体の不調

犯罪被害者は、日常生活ではありえない辛い体験をしたために、精神的に強い衝撃を受けます。精神的なダメージがひどい場合には、無気力・無感動になったり、わけもなく突然心臓がドキドキしたりするなどの症状が現れる人もいます。

偏見やうわさ話による孤立感

周囲の人々から偏見を持って見られたり、無責任なうわさ話や無神経な言動、「被害者にも落ち度があった。」など、いわれないことで名誉を傷つけられ、孤立感に苦しんだりすることも少なくありません。

経済的困窮

怪我を負わされた被害者は、治療のために高額な医療費がかかります。また、一家の大黒柱が被害者となった場合、家族は収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。



刑事司法に係る負担

警察署における事情聴取などの捜査協力だけでなく、検察庁や裁判所にも行かなければならないことがあり、精神的にも時間的にも大きな負担がかかります。

犯罪被害者のための相談窓口

ひとりで悩まないでください。あなたの話を聞いてくれる人がいます。まずは、御相談ください。

警察署 総合相談窓口

県内の28警察署で受け付けています。(24時間対応)

性犯罪被害相談電話

8103

0120-783870

又は # 8103

(24時間対応)

性犯罪被害の相談に専門の警察官が対応します。

暴力相談 専用電話

0120-548930

暴力団に関する犯罪等の相談に応じています。